

資料10 供用開始前環境調査の項目および手法

	調査の対象となる要因	調査項目	調査方法	調査地点
大気質	煙突排ガスの排出	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)による	敷地境界部 1地点
		浮遊粒子状物質		
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)による	
		ガス状水銀	「大気汚染防止法施行規則 排出ガス中の水銀測定法」(平成28年環境庁告示第94号)による	
		塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)および「有害大気汚染物質測定マニュアル」(令和5年改訂環境省)による	
悪臭		ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)および「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和4年環境省)による	
		特定悪臭物質(22項目)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月環境庁告示第9号)および「特定悪臭物質測定マニュアル」(平成8年環境庁監修)による	
		臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)による	
騒音	施設の稼働	騒音	「環境に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)および「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年環境省)による	
振動	施設の稼働	振動	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による	

※ その他、組合と協議のうえ、必要に応じて必要な項目を実施すること。